衆議院内閣委員会ニュース

【第204回国会】令和3年4月23日(金)、第21回の委員会が開かれました。

- 1 国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第63号)
 - ・河野国務大臣、小野田法務大臣政務官、一宮人事院総裁、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑 を行い、質疑を終局しました。
 - ・足立康史君(維新)提出の修正案について、提出者足立康史君(維新)から趣旨説明を聴取しました。
 - ・原案及び修正案に対し、足立康史君(維新)が討論を行いました。
 - ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
 - (賛成一維新 反対一自民、立民、公明、共産、国民)
 - ・原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

(賛成一自民、立民、公明、共産、国民 反対一維新)

(質疑者) 神田憲次君(自民)、濱村進君(公明)、岸本周平君(国民)、塩川鉄也君(共産)、森山浩行君(立民)、森田俊和君(立民)、後藤祐一君(立民)、足立康史君(維新)

(質疑者及び主な質疑事項)

神田憲次君(自民)

国家公務員法等の一部を改正する法律案(以下「本法律案」という。)関係

- ア 本法律案の意義及び必要性
- イ 65歳以降の国家公務員の活用についての見解
- ウ 60歳以降の国家公務員の給与制度見直しの具体的内容及びスケジュール
- エ 人事評価の改善及び能力・実績主義の徹底の必要性
- オ 国家公務員の定年の引上げによる退職手当の増額の有無
- カ 国家公務員の定年を引き上げても十分に新規採用を行えることの確認
- キ 安定した新規採用に関し定員及び人事の運用における内閣人事局及び各省の取組
- ク 国家公務員の定年の引上げによる人件費の見通し及び人件費抑制の必要性に対する見解
- ケ 国家公務員の働き方改革の推進についての河野国務大臣の決意

濱村進君 (公明)

本法律案関係

- ア 国家公務員の定年の引上げが平成23年の人事院による意見申出どおりに行われなかった理由
- イ 国家公務員の人事評価制度の課題及び見直しについての見解
- ウ 近年の20代以下の国家公務員の離職者数に対する評価
- エ 20代以下の国家公務員の自己都合を理由とした離職率
- オ 民間と比較して国家公務員の人材の流動性が低いことに対する評価

岸本周平君(国民)

本法律案関係

- ア 民間に先行する形での国家公務員の定年の引上げの是非
- イ 内閣人事局作成の非常勤職員在職状況統計表において女性の人数が内数として記載されていることに対する河野国務大臣の所感
- ウ 人材採用の枠を狭める公務員試験を廃止すべきとの意見に対する見解

塩川鉄也君 (共産)

- (1) 国家公務員の60歳以降の給与
 - ア 60歳を超えて引き続き同じ仕事を行う職員の給与水準を維持する必要性
 - イ 本法律案において60歳時の給与の7割としている根拠
 - ウ 再雇用の者が8割を占める賃金構造基本統計調査を基に議論すること、及び定年延長している民間の事業所のうち60歳で給与を減額している事業所のみを取り出して議論することの妥当性
 - エ 直近の賃金構造基本統計調査における60歳前半層の給与水準
 - オ 直近の職種別民間給与実態調査における60歳以降の給与減額率
 - カ エ及びオの調査を踏まえ、本法律案において60歳を超えた国家公務員の給与を60歳時の7割とす ることの妥当性
 - キ 工及び才の調査を人事院において評価する必要性
 - ク 再雇用者を含めた官民比較ではなく、実態に合った方法で給与水準を見直す必要性
 - ケ 内閣官房の公務員の定年の引上げに関する検討会の論点整理において、60歳以上の職員の給与水 準の引下げが求められたことの影響
- (2) 本法施行後における国家公務員の定員
 - ア 新規職員採用の計画
 - イ 定員措置の考え方
 - ウ 総人件費抑制方針が計画的な新規職員の採用の障害となる可能性

森山浩行君 (立民)

- (1) 本法律案関係
 - ア 役職定年制の概要及び導入目的
 - イ 役職定年制に関し定める人事院規則のイメージ
 - ウ イにおいて、役職定年により地位が逆転する可能性
 - エ 本府省及び地方出先機関等における役職定年の対象者数の規模
 - オ 少人数の職場において想定している役職定年後の職務内容及びポスト
 - カ 各々の職場に合った形で制度設計を行う必要性
- (2) 各省庁におけるパワーハラスメント対策
 - ア 現状認識及び苦情相談体制の整備状況
 - イ 公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会の報告における、相談員の専門性向上や 体制整備の重要性
 - ウ 各省庁の相談員向けのマニュアルに最新事例を収録し、人事異動があった場合においても相談に 対応できるようにする必要性
 - エ 令和2年6月の人事院規則制定後における、職員から人事院に対する苦情相談の傾向
 - オ 各府省における相談は、政務三役によるパワーハラスメントも対象となるかの確認
 - カ 政務三役によるパワーハラスメントが行われないよう閣内で周知するとともに、職員に過剰な負担が課されないよう各省庁間で連携する必要性
- (3) 国家公務員の地域手当
 - ア 級地区分の趣旨及びその計算方法
 - イ アの参考とする賃金構造基本統計調査の概要

森田俊和君(立民)

国家公務員の働き方改革

- ア 河野国務大臣が担当している職員等に対し職務上気を付けていること
- イ 国家公務員を魅力ある仕事とするための河野国務大臣の見解
- ウ 令和2年の10月及び11月の本府省に勤務する国家公務員を対象とした在庁時間調査の調査方法
- エ ウの調査結果に対する河野国務大臣の見解
- オ ウの調査結果に対する人事院の見解
- カ 国家公務員に対する超過勤務手当が全額支給されることの確認
- キ 国家公務員に対する超過勤務手当を全額支給する場合の予算確保の方法
- ク パソコンのログイン時間等による勤務時間管理の進捗状況
- ケ 各府省において、例外的に上限時間を超えた超過勤務が認められる「他律的業務の比重が高い部署」に勤務する職員が77%となっていることに対する人事院の見解
- コ 超過勤務縮減に向けた河野国務大臣の決意

後藤祐一君 (立民)

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法関係
 - ア まん延防止等重点措置の適用地域において酒類を提供する飲食店に休業要請が可能かどうかの確認
 - イ アが可能ならば法律違反であるとの指摘に対する見解
 - ウ 酒類を提供する飲食店に酒類の提供停止を要請することは、休業要請と同一であるとの指摘に対する見解
 - エ 酒類の提供停止では営業できない業態の飲食店に対する自粛要請の在り方
- (2) 本法律案関係
 - ア 会計検査院検査官の定年を65歳から70歳に引き上げるとともに、その任期を7年から5年に短縮する理由
 - イ 裁判官の定年を70歳に統一する必要性
 - ウ 本法施行時点で国家公務員法の勤務延長の規定を検察官に適用することに関する解釈変更の問題 は消滅することの確認
 - エ 本改正後の国家公務員法第81条の6第2項ただし書(定年年齢の特例)及び第81条の2~第81条の5(役職定年制及びその特例等)の規定は検察官に適用されないことの確認
 - オ 検察官に適用される本改正後の国家公務員法の条文
 - カ 自衛官に適用される本改正後の国家公務員法の条文
 - キ 本改正後の国家公務員法第81条の6第2項ただし書(定年年齢の特例)が人事院規則11-8の別 表に規定されている事務次官等に適用されないことの確認
 - ク 役職定年制の特例が恣意的に運用されないように人事院規則を規定する必要性
 - ケ 65歳を超えた公務員も再任用短時間勤務職員となれるように検討する必要性

足立康史君(維新)

- (1) 国家公務員の長時間労働の原因は、野党の質問通告が遅いためではなく、自由民主党国会対策委員会の対応であるとの指摘に対する河野国務大臣の見解
- (2) 近畿財務局の文書改ざん事案の原因は、自由民主党国会対策委員会が内閣総理大臣を守ろうとする中で現場に過重がかかったためであるとの指摘に対する河野国務大臣の見解